コーポレート・ガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

コーポレート・ガバナンス

ガバナンス体制

経営の透明性向上とコンプライアンス遵守を徹底するため内部統制基本方針を定め、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。また、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の構築を重要な施策と位置付け、機構改革を実施しています。

今後も、企業倫理の高揚に努め、善き企業市民としてステークホルダーの皆さまとの信頼関係を築いてまいります。

■ 取締役・監査役・執行役員

当社は、監査役設置会社であり、取締役12名(うち、社外取締役2名)および監査役4名(うち、社外監査役2名)で構成しています。

これまで、経営における責任と権限の明確化を図り、より迅速な意思決定と業務執行を行うため、取締役員数の削減を行ってまいりましたが、組織拡大に伴う経営体制の一層の強化・充実を図るべく、平成25年5月23日開催の定時株主総会において10名以内から12名以内に定款変更を行いました。さらに、一層のコーポレート・ガバナンス強化を図るため、平成27年5月21日開催の定時株主総会において社外取締役を2名選任しています。

経営判断の迅速化、透明性、戦略性の向上を図ることを目的として平成15年3月に執行役員制度を導入しています。また、取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に対応できる経営体制を構築するために、平成23年5月26日開催の定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に変更しています。

経営における意思決定は、主要な取締役・執行役員から構成される経営諮問会議において行い、重要な事項は取締役会において審議、決定しています。

監査役制度については、平成16年5月26日開催の定時株主総会において、4名の監査役のうち、半数の2名を社外監査役とする体制へと移行し、より公正な監査が実施できる体制にいたしました。

監査役は取締役会に出席するほか、定期的に監査役会を開催し、適宜必要に応じて会計監査人より監査状況に関する報告を受けています。2名の社外監査役は、当社からの独立性が確保されており、経営監視の面での透明性を強化しています。

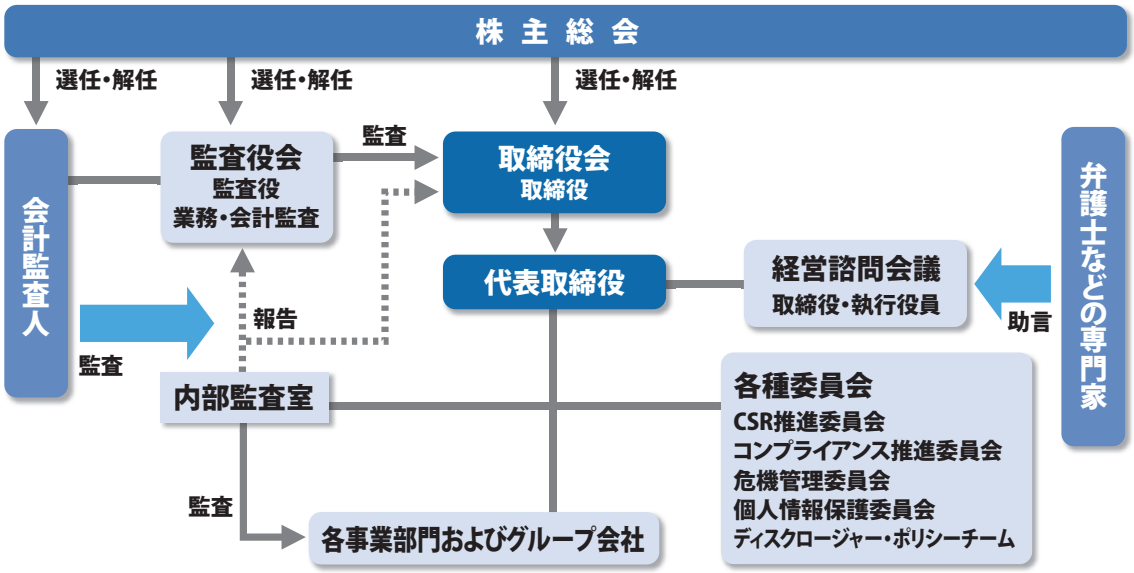

■ 内部監査

内部監査部門として内部監査室を設置し、専任担当者を配置しています。内部監査室は、業務活動の有効性・適正性および法令・定款に関するコンプライアンス等への適合性確保の観点から、当社およびグループ各社の業務執行状況の監査を実施し、取締役会、監査役会、担当部門長および担当取締役に報告しています。また、必要に応じて内部統制の改善指導および実施の支援・助言を行っています。子会社各社の企業憲章、経理規定の継続的見直しをも推進しており、健全な業務環境を維持するよう努めています。

■ 会計監査

久光製薬は、有限責任 あずさ監査法人と会計監査契約を結び、当法人に正しい経営情報を提供するなど、公正な立場から監査が実施できる環境を提供しています。業務を執行した指定有限責任社員・業務執行社員は2名で、その他補助として公認会計士5名、その他9名が任に当たり、いずれも継続監査年数については7年以内でした。

なお、有限責任 あずさ監査法人および指定有限責任社員・業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

■ 内部統制システム

当社は、2006年5月の会社法施行に対応し、内部統制規定書（内部統制基本方針）を制定しました。企業活動に際しての法の遵守、企業倫理の高揚、コンプライアンス遵守の徹底および経営の透明性向上に努め、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することに努めています。

■ 情報開示とIR活動

法令および上場ルールに則り、公平かつ適時適切な会社情報の開示ができるように2001年3月にディスクロージャー・ポリシーを策定し、全役員・全従業員は当規定に基づき情報開示に努めています。

また、経営の透明性を高めるため、積極的な情報開示に努めるとともに、活発なIR（株主・投資家への広報）活動を通じて、株主および投資家の皆さまとの円滑なコミュニケーションを図っています。

内部統制規定書

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
7. 前記6の使用人の取締役からの独立性に関する事項
8. 監査役の前記6の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
9. 監査役への報告に関する体制
10. 前記9の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

コンプライアンス

人々の健康にかかわる医薬品企業は、生命の尊厳を尊重し、科学に対する謙虚さと社会に対する良識を持って事業に従事することが求められます。

久光製薬は事業活動において、社会の基本的ルールや規則を誠実に遵守するとともに、高い倫理観を持って行動し、経営理念「世界の人々のQOL向上を目指す」の実現に努めています。

■コンプライアンスの推進

コンプライアンスの徹底と倫理性を確保するため、2002年6月に「久光企業憲章」を制定し、その推進にあたりコンプライアンス推進担当の取締役を委員長とするコンプライアンス推進委員会およびその事務局としてコンプライアンス推進室を設置しました。「久光企業憲章」は、全役員・従業員にハンドブックとして配布しています。2008年8月には、法改正への対応や従業員の理解向上を目的とした「久光企業憲章」の改訂を行い、各職場にて読み合わせの実施や、全管理者への教育研修を毎年継続して行っています。

また、社内通報窓口「久光ほっとライン」を設置し、コンプライアンス違反の発見と抑止につなげています。

今後も継続して当社およびグループ各社における企業倫理、環境保全、個人情報保護など社会的責任にかかわるコンプライアンスのさらなる充実・維持強化を図っていきます。

久光企業憲章

■倫理的・科学的な臨床実験の実施

臨床試験に参加される患者さんの人権や安全の確保を図るために、医薬品医療機器等法やGCPを遵守してプロトコールを作成するとともに、インフォームド・コンセントを患者さんからいただいています。また、「社内治験審査委員会」を設置し、社外の医学専門委員を交えて試験の倫理的および科学的な妥当性を評価しています。

海外での臨床試験においてもICH-GCPを遵守するとともに、各国の規制要件やガイドラインに従って実施しています。

■医薬情報担当者のコンプライアンス

医薬品情報を医療関係者や患者さんに提供する医薬情報担当者は、適切で正確な情報をお伝えするとともに高い倫理観を持って行動することが求められます。そのために、医薬情報担当者は社内規定のコンプライアンス・プログラムを遵守するとともに、公正取引委員会・消費者庁長官認定の医療用医薬品製造販売業公正競争規約を遵守するため、研修会や事例研究会を実施し行動規範の向上に努めています。

■久光グループ会社のコンプライアンス

グループ会社に対して、「久光企業憲章」と同様のコンプライアンスに関する規定の作成・遵守を求め、グループ会社の取締役・従業員が一体となった遵法意識の醸成に努めています。

「海外および国内グループ法人運営マニュアル」の遵守、子会社社長会議での報告および当社監査役による子会社監査等を通じて個々の子会社の経営状況を把握するとともに、当社と子会社監査役間の意見交換等によって情報の共有に努めています。

■透明性ガイドライン

日本製薬工業協会は、「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」を2011年に策定、2013年に改定しました。これは、ライフサイエンスの発展に寄与する企業活動が高い倫理性のもとで行われ、研究開発費、学術研究助成費、原稿執筆料、情報提供関連費、その他の費用を公表し、医療機関等との関係の透明性を確保することを目的に作成されました。

当社も、このガイドラインに沿って行動指針を策定し、医療機関等と透明性のある関係構築に努めています。

GCP：医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令
ICH：日米EU医薬品規制調和国際会議

■ 個人情報保護委員会

久光製薬では、個人情報の管理を徹底するため、2005年4月に「個人情報取扱規定」を制定するとともに、コンプライアンス推進担当の取締役を委員長とする個人情報保護委員会を設置しました。個人情報保護委員会は、個人情報の管理に関する全社の取り組みを検討するなど、必要に応じて随時開催しています。

また、個人情報の管理責任者および取扱責任者を任命し、個人情報の管理・徹底に取り組んでいます。

■ 動物愛護の推進

久光製薬では「動物の愛護および管理に関する法律」に準拠した「動物実験指針」を制定しています。動物実験委員会を設置し、すべての動物実験が3Rの理念(Replacement:代替法の選択、Reduction:動物数の削減、Refinement:苦痛の軽減)に基づいた適正なものであるか事前に審査しています。

さらに動物実験の実施体制について定期的な自己点検を行うとともに、各研究員への教育訓練を行い、動物実験が科学的および動物愛護の観点から適切に実施されるよう努めています。

また、第三者機関であるヒューマンサイエンス振興財団(動物実験実施施設認証センター)による審査を受け、動物実験実施施設認定を取得しています。今後もさらなる動物実験の効率化と動物愛護の維持・向上に努めていきます。

動物実験委員会を開催し、試験が適切に実施されるよう努めています

■ ハラスメント防止

セクシャルハラスメントやパワーハラスメントは、従業員の個人としての尊厳を傷つける許されない行為であるとともに、その能力の発揮を妨げます。また、会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し損失をもたらします。当社では、より良い職場環境を実現するために就業規則および久光企業憲章にハラスメント防止を明記するとともに、ハラスメント禁止を宣言し、専門の相談窓口を設置しています。

■ CSR調達

経済活動が国境を越えてグローバルに展開する今日、企業に求められる責任は、企業本体だけでなくその傘下にある海外子会社の活動も含まれるようになってきました。さらに、原材料やさまざまな物品の調達に関わるサプライヤーの環境、人権、労働などの課題に対しても、企業の適切な対応が、国内外から厳しく問われています。

当社は、原材料の生産現場において環境への深刻な影響が生じていないか現地査察を行うとともに、認証原料の購入拡大に努めています。

また、サプライヤーのコンプライアンス遵守状況などを現地調査し、経営の健全性を確認しています。

定期的に、原料サプライヤーの現地査察を行っています

BCP

災害時に事業態勢の早期復旧を図るため、さまざまな角度から事例を検討してBCPの策定を行っています。患者さんへの安定した医薬品提供を行うことが医薬品産業の社会的責任と認識し、前提条件や想定リスクの検証を通じて、復旧手順の精度を上げる努力を重ねています。

また、BCPをより確実に実行するため、平常時の対策確認や初期対応の訓練なども進めています。

BCP：Business Continuity Plan（事業継続計画）

■災害対策マニュアルの整備

災害対策本部事務局では、大規模災害が発生したときの災害対策本部の組織と役割を整えています。

また、消防法に則り各事業所毎に災害対策班を設置しています。災害対策班については、災害対策本部と連携した平常時の行動役割や災害時の行動役割を明確化させています。その役割は、災害対策班役割表に明記して事務所内に掲示することで、社員が常に確認できる状態にしています。

これらの対策は、各事業所毎に行う春と秋の防災訓練を通じて、その実効性を確認しています。

■緊急時の連絡訓練

国内の全従業員を対象に、緊急連絡システムを使った安否確認訓練を定期的に行っています。災害対策本部事務局からの確認メールを受信できるよう、全従業員の緊急連絡先は随時更新しています。

また、返信までにかかった時間は個人毎に毎回記録され、時間がかかりすぎる場合はリーダーが改善指導を行っています。

■災害対策セットと食料品備蓄

災害時の災害対策セットとヘルメットを全従業員に配布しています。また、保存水や非常食も事業所毎に災害対策担当者や帰宅困難者の人数を想定した数量を確保しています。

さらに、各家庭においても家族の保存水や非常食を完備するよう指導しています。

■自衛消防隊

事業所毎に、自衛消防組織を編成し、定期的な避難訓練や消火訓練を行っています。自衛消防隊には、初期消火班、介護救助班や避難誘導班などのグループを作り、災害時の役割を明確化させています。

また、消防計画に基づいて、国内工場では定期的に消火活動や屋外消火栓からの放水訓練を行うとともに、消防署からの指導や評価を受けています。

定期的に実施している放水訓練

■工場の耐震強化

宇都宮工場の本体鉄骨に、地震の揺れを回転運動に変えるダイナミック・スクリューダンパーを追加設置し、震度6～7の地震振動をおよそ15%低減させる対策を講じました。

また、立体自動倉庫には、地震の揺れと逆方向に力が作用するバランスウェイト（錘制振装置）を多数設置し、商品の落下を防ぐ対策を行いました。

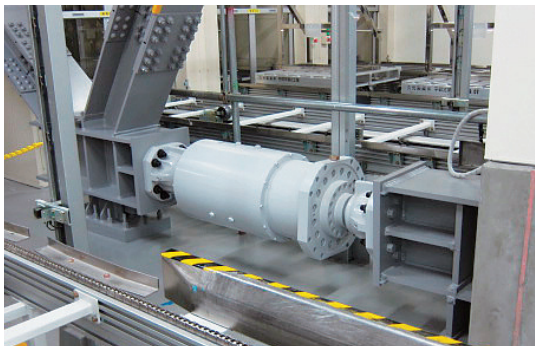

宇都宮工場に設置したスクリューダンパー